

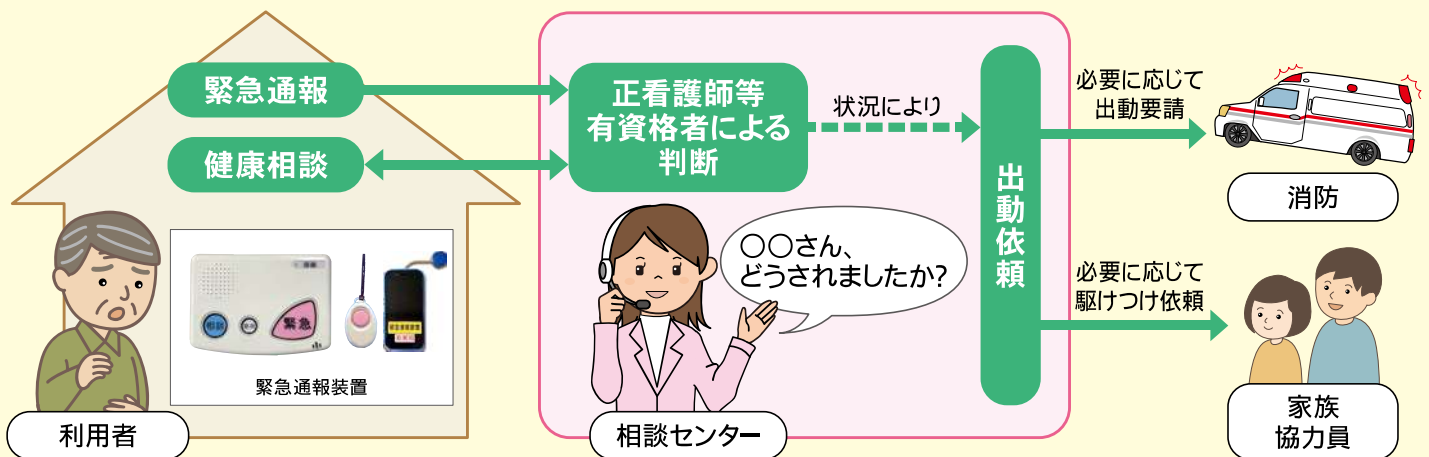
匝瑳市緊急通報装置貸与事業の案内

「もしも」
のときは

ボタンひとつで緊急通報!

自宅で体調の急変や転倒によるケガなど緊急を要するとき、ボタン1つで相談センターにつながり、救急車を呼ぶことができます。

緊急通報の流れ



利用対象者

- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級若しくは2級に該当する障害を有する65歳未満の者のみで構成される世帯に属する方など

利用条件

2名以上の協力員登録ができる方(承諾書が必要となります。承諾書には、協力員の自署又は押印が必要になります。)
協力員・・・利用者の自宅に駆け付けられる方(近所の方など)

利用料

所得税課税世帯については自己負担が発生いたします。

緊急通報装置 サービス内容

緊急通報サービス

急病など緊急を要するときに緊急ボタンを押すと相談センターにつながり、必要に応じて救急車の出動要請をいたします。



健康相談サービス

相談ボタンを押すと相談センターの看護師につながり、健康に関することや、装置の使い方が24時間いつでも気軽に相談できます。



携帯型緊急通報装置

固定電話回線がない方でも、緊急通報サービスを利用できる携帯型の緊急通報装置を貸与します。

装置の上部にあるブザーひもを引き、画面の「相談センターにでんわ」をタッチすると相談センターにつながり緊急通報・健康相談ができます。



お元気コール

定期的に相談センターから電話連絡を行い健康状態や生活状況にお変わりがないかをお伺いいたします。



利用の注意点

- ・機器の使用は自宅内のみに限ります。
- ・救急車出動時や状態確認時に、やむを得ずドアや窓を壊さなければならない場合があります。その際、修理に要する費用は、利用者又は利用者の親族の負担となります。
- ・機器を紛失、故障、破損等された場合、利用者又は利用者の親族の負担となります。

まずはお気軽にお問い合わせください！

匝瑳市 高齢者支援課 支援班 0479-73-0033

委託先：大阪ガスセキュリティサービス株式会社